桜の杜管理契約書

桜コミュニティー管理株式会社(以下、「甲」という。)と_____ (以下、「乙」という。)とは、乙が所有する土地(以下、「本件土地」という。)が所 在する「桜の杜1丁目、2丁目」(以下、「本件地域」という。)の管理に関し、以下の とおり、管理契約を締結する(以下、「本契約」という。)。

<本件地域の管理及び管理対象>

第1条 甲は、本件地域の安全と住みやすい住環境を維持する為、本件地域を保全し、管理を行うものとする。管理対象は本件地域全域(住戸内除く)とする。

<地域保全管理業務の内容及び開始時期>

- 第2条 甲が行う前条に記載した管理業務(以下、「本件管理業務」という。)は、別紙 1記載のとおりとする。
 - 2 本件管理業務は本件地域の開発の進捗状況に合わせて、順次開始していくものと する。

<管理費支払義務>

- 第3条 乙は、甲に対し、本件管理業務のための管理費(以下、「本件管理費」という。)の支払義務を負う。
 - 2 本件管理費は、平米あたり20円(税込)とし、本件土地の毎月の管理費の額及び 支払方法は、以下のとおりとする。
 - 一 管理費の金額 月額合計 ○,○○○円消費税及び地方消費税抜き額 ○,○○○円消費税及び地方消費税額(以下「消費税等」という。)○○○円
 - 二 支払期日及び支払方法

毎月翌月分の管理費を、毎月27日(27日が休日の場合は翌営業日)に甲の指定する金融機関への自動振替、若しくは、乙の指定する他金融機関からの代行業者による引落しにより、支払う。

尚、上記の振替、又は引落しに掛かる手数料は、乙の負担とする。

【指定金融機関】

- (名 称) 株式会社ゆうちょ銀行
- (住 所) 東京都千代田区霞が関1丁目3番2号

【集金代行業者】

- (名 称) 株式会社アプラス
- (住 所) 大阪市浪速区湊町1丁目2番3号 マルイト難波ビル17階

<本件管理費の本件土地所有権に対する随伴性について>

- 第4条 乙は、本件管理費が本件土地の所有権に随伴することを承認する。
 - 2 乙は、転売、相続または譲渡等により、本件土地の所有権が第三者に移転した場合、本件管理費の支払義務は当該第三者に移転し、上記第三者から更に、同土地の所有権が移転した場合、及び以後における同土地の所有権移転に際しても、上記と同様であることを承認する。
 - 3 本件土地の所有権を取得した者は、その取得原因の如何を問わず、甲との間で本 契約と同一内容の管理契約を締結するものとする。

<管理費支払義務違反への措置>

- 第5条 乙が本件管理費の支払を怠った場合、甲は、乙に対して本件管理費の支払いを督 促する事ができる。
 - 2 乙が本件管理費を3ヶ月以上滞納した場合、乙は甲に対し、滞納額に対する年1 4%の遅延損害金を支払うものとする。

また、乙が滞納額の一部を納めた場合であっても、乙が滞納金を完納するまでは 滞納残金に対して、同様の遅延損害金を支払うものとする。

3 甲が第1項の督促をしたにも関わらず、更に、乙が本件管理費等の支払義務を怠る場合、甲は、乙に対し、債務不履行を原因とする法的措置を取ることができる。

<乙が本件土地を譲渡する際の特約条項について>

第6条 乙は、本件土地を第三者に譲渡する場合には、当該第三者との間における譲渡契 約書に、以下の特約条項を明記しなくてはならない。

【特約条項】

買主(譲受人)は、桜コミュニティー管理株式会社との間において、本件土地の 管理に関する管理契約を締結する。

<本件土地を譲渡する際の手続>

- 第7条 乙は、本件土地を第三者に譲渡する場合、甲に対して譲渡先を明示して、譲渡する旨通知しなければならない。
 - 2 乙は、本件土地を第三者に譲渡する場合、当該第三者に対し、甲との間で本件地域の管理に関する管理契約を締結し、本件管理費の支払義務を負う旨の説明を行い、 承諾を得なくてはなくてはならない。
 - 3 乙は、本件土地を第三者に譲渡する場合、当該第三者に対し、前項の管理契約を 締結しないときは、クリーンステーションの使用ができない等の不利益を受けるこ とを説明しなければならない。

<契約不履行に対する措置>

- 第8条 乙が本契約の履行を怠った場合、甲は乙に対して、本契約の履行の請求及び損害 賠償請求をする事ができるものとする。
 - 2 乙が本契約の履行を怠り、本件土地を第三者に譲渡した場合も、甲は、乙に対し、 本件管理費の支払請求ができるものとする。

ただし、上記第三者が甲との管理契約を追認した場合、乙は、本件管理費の支払 義務を免れる。

<法令改正に伴う管理費の変更>

第9条 消費税法等の税制の制定又は改廃により、税率等の改定があった場合には、本件 管理費のうちの消費税額等は、その改定に基づく額に変更するものとする。

<団地協定の設定>

第10条 本件地域は、地区計画の目的に基づき、周辺住宅地と調和した、緑豊かなゆと りある住宅地の形成を図る為、別紙「団地協定」を定めており、乙は、団地協定

	乙は 者に団 また	地協定を遵守	を賃貸等によ 守させる義務 者から、更に	を負うものと	用させる場合、 する。 転貸等により4		
所 地	積 :		m²	[*] 目			
	契約成立の のとする。	証として契約	的書1通を作	成し、甲が原	本を保管し、乙	こがその写し	を保有す
平成	年	月	日				
甲	住所						
	氏名				(II)		
乙	住所						
	氏名						